

平成18年加美町議会第3回定例会会議録第1号

平成18年9月12日(火曜日)

出席議員(19名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
4番	一條光君	5番	吉岡博道君
6番	門脇幸悦君	7番	下山孝雄君
8番	沼田雄哉君	9番	工藤清悦君
10番	三浦英典君	11番	佐藤善一君
12番	近藤義次君	13番	佐藤澄男君
14番	福島久義君	15番	尾形勝君
16番	高橋源吉君	17番	一條寛君
18番	星義之佑君	19番	猪股信俊君
20番	米澤秋男君		

欠席議員 なし

欠員(1名)

説明のため出席した者

町長	星明朗君
助役	清野健一君
収入役	堀川勇逸君
総務課長	今野正晴君
危機管理監兼室長	佐々木幸輝君
行政改革推進室長	吉田恵君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長	猪股雄一君
税務課長	古内公雄君
特別徴収対策室長	千葉利一君

農 林 課 長	早 坂 宏 也 君
森 林 整 備 対 策 室 長	大 類 恭 一 君
商 工 観 光 課 長	伊 藤 東 君
や くら い 高 原 温 泉	
保 養 セ ン タ ー 所 長	早 坂 忠 幸 君
建 設 課 長	板 垣 政 義 君
保 健 福 祉 課 長	柳 川 文 俊 君
上 下 水 道 課 長	高 橋 行 雄 君
会 計 課 長	佐 藤 勇 悦 君
小 野 田 支 所 長	小 松 信 一 君
宮 崎 支 所 長	岩 淵 浩 弥 君
総 務 課 長 補 佐	高 橋 ち え 子 君
教 育 長	伊 藤 善 一 郎 君
教 育 総 務 課 長	三 嶋 秀 二 郎 君
社 会 教 育 課 長	三 浦 庄 一 郎 君
文 化 振 興 課 長	竹 中 直 昭 君
体 育 振 興 課 長	三 浦 又 英 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 熊 忠 男 君
代 表 監 査 委 員	引 地 田 路 子 君
監 査 委 員 書 記	佐 藤 鉄 郎 君

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長	澤 口 信 君
副 参 事 兼 議 事 調 査 係 長	鈴 木 茂 君
主 事	伊 藤 一 衛 君
主 事	佐 藤 順 子 君

#### 議事日程 第1号

#### 第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

第 4 議案第 89 号 加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 90 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について

第 6 議案第 91 号 平成 18 年度加美町一般会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 6 まで

午前11時00分 開会・開議

議長（米澤秋男君） 皆さん、おはようございます。

今日は、大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年加美町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思  
います。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり、文書で報告がありましたので、ごらんいただき  
たいと思います。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、7番下山孝雄君、8番沼田雄哉君を指名いた  
します。

#### 日程第2 会期の決定

議長（米澤秋男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、  
本日から9月22日までの11日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、9月22日までの11  
日間と決しました。

#### 日程第3 一般質問

議長（米澤秋男君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、12番近藤義次君の一般質問を許可いたします。御登壇願ひます。

〔12番 近藤義次君 登壇〕

12番（近藤義次君） 通告しております3点について町長に御質問いたしたいと思ひます。

一番目、国保税の問題でございますが、年々増加する医療費に対してどうしても値上げせざるを得ないということで値上げをしたわけでありまして。町政懇談会において福祉課長のいろいろな説明を聞いたわけでありましてけれども、何となく一般の方には理解しがたい問題が多いのではなかろうかという感じがするわけでありまして。

今、医療費、また来月になれば上がるのではなかろうかということで、来年また国保税を上げなければならぬのではなかろうかという感じがするわけでありまして。一体幾ら医療費がかかっているのかということを考えてみると、加美町で最高かかっている人が500万円から600万円、1カ月にです。70歳前後の方であります。そのほかに難病、あるいは透析等で50万円から60万円かかっている人が60人ぐらいいるんです。一方、宮城県を見ると1カ月1人1,650万円払っている方がいるわけです。これも70歳前後の方で心臓病です。だったら日本国内で最高は幾らかというと1カ月3,450万円です。20歳の方で平成6年から血友病にかかっている方だそうです。6億2,000万円、17年までかかったそうでありまして。医療費がまさに限りない上昇を続けているのが長寿社会の現状であります。

そこで町長、一般のおばあさん、おじいさん方は100円払えばいいんだと、1,000円払えばいいんだと。安いからお土産持って「ありがとう」と言ってくればいいんだという感覚で医者に通っているようでありまして、実際に1割負担の人は1,000円払っても1万円かかっているんだと。2割負担の人については5,000円かかっているんだというような、もっとわかりやすい報告をしないとまだまだ医療費は上がっていくと思うんです。ちょっとぐあいが悪いから救急車を呼んで市立病院の救急センターに入れば、脳ドックから体全体を診て少なくとも最低15万円から20万円の金がかかるわけでありまして。そうすると少なくとも1割ですから100万円の金がかかるわけです。そういうような現状の中で医療費というものに対する感覚、その辺の理解度をもっと積極的に進めなければならないと思うわけでありまして。

あわせて今年度の決算を見ると国保税は92%、あるいはそれ以上になるかもしれませんけれども……、他の町村を見ると70%を割っているところも出てくるわけでありまして。実際、来年になってみて徴収が90%を割った場合に、また一般会計から、あるいはいろいろな面で考えなければならない問題が出てくるのではなかろうかと非常に不安を抱いているわけでありまして。そういう意味でいうと、今後の国保税に対する町長の考え方なり方針についてお尋ねいたしたいと思うのであります。

次に、老人ホームの建設でございますが、福祉施設まさに充実してきて大変喜ばしいことでありまして。まして来年宮崎にできるということで、これ非常に喜ばしいことでありまして、ひとり暮らしのおばあちゃんたち、ただ入れると思っている方々が非常に多いわけでありまして。年金のない方は3万円や2万円の国民年金もらって、厚生年金で10万円なり20万円もらっている人はいいにつけても、少なくとも老人ホームに入れば最低10万円は負担しなければならないというのが現状だと思うわけでありまして。多分、今までの中新田の

青風園のような5人も6人も入るような部屋ではないわけですから、1人1室の立派な部屋に入れば、少なくとも10万円から15万円は取らないことには老人ホームの運営はできないと思うのであります。

そこで町長にお尋ねをするんですが、その辺の入ることのできない方、ひとり暮らしが500人近く加美町にいるわけでありましてけれども、子供や金を払ってくれる人がいればいいけれども、大部分はいないのが現状であります。そういう意味において今後の老人ホームなり福祉施設ができることに対する対策、何とかひとり暮らしのかわいそうな方々に対する対策等は何かないものかどうか、その辺についての町長の考え方。まだまだ老人ホームはふえていくわけですから、その辺についてですね。今は青風園、5万円や3万円で終わっているわけですがけれども、それも個室にすれば10万円取らなければ運営はできないわけでありまして。一人の部屋にすれば看護師が多数いなければならないわけですから、当然人件費の増高になり入る方々に負担をしていただかなければならないというのが現状であります。その辺についての町長の考え方をお尋ねしたいと思うのであります。

次に、障害者対策でございますが、新しい障害者に対する法律、福祉行政まさに猫の目のように変わっていくわけでありまして。施設に入っている方々から金を取るということはいまだかつて考えられないことでありましたけれども、働いて金を取られるという感覚、厚生省の役人の方々は働いているのではないんだと。施設に来て勉強させているんだというのが厚生省の考え方でありまして。金を払って勉強するのが当たり前だというのが厚生省の役人の考え方でありまして。働く喜び、金を取る喜びを味わうためには、やはり金を払わなければならないという考え方でいるわけでありまして。保育所の跡に新年度から多分施設ができるといいますけれども、問題は精神障害者だと思っただけです。やはり自分の近くの施設、宮崎の人が宮崎の施設に行けなくて、わざわざ宮崎から中新田に人の目をはばかりよこしている方もいるわけですから、やはり小グループの施設をある程度維持してやらないと困るのではなからうかという感じがするわけですね。10人以下だと補助金が出ませんから、町の負担にならざるを得ないというのが現状であります。その辺についての今後の障害者に対する町長の考え方をお尋ねしたいと思うのであります。

以上です。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 皆さん、おはようございます。

通告第1番近藤議員から3点について御質問をいただきました。近藤議員は福祉の専門家でいらっしゃいますので、質問の内容も随分高度なものになっておりまして敬服をいたしております。

まず第1点、国保税についてであります。合併を推進する協議の中で公共料金等は3年間改正をしないで努力をするというお約束をいたしました。国保税についてもその例でございます。大変厳しい中であり

ましたけれども財政調整基金などを活用しながら3年間努力をしてみいました。今、振り返りますと非常に大変な3年間だったなという思いでございます。もしかすると今年度の4年目の高額な大幅な税率改正をしなければならなかった背景を見ますと、1年、2年目ぐらいで少しの改正があった方がよかったのではないかという思いもあるわけでありますが、お約束ですし過ぎたことでありますので、このことについては御理解をいただかなければならないということでもあります。

それで、国保制度については日本、世界に冠たる制度であります。しかし、超高齢社会を迎えて例に挙げていただきましたように難病等が発生をした場合、一人で小さい町の1カ月分の医療費がかかるというようなことも全国的には例にあるようでありまして、大変な時代になったと。まだ加美町には例に挙げていただきました月3,450万円もの医療費をという被保険者は出てないのが幸いでありまして、まさに大変なんだろうなと思いますが、この国保制度については「税」という名はついておりますけれども、いわゆる保険料であるということに置きかえて考えていただきますと正しいのではないかなと思うわけでありまして、国民健康保険の被保険者は町民の皆さんの一部であります。共済組合、あるいは職域の組合等々入っていらっしゃる一般町民の方々が国保に入っているわけでありまして、どうしても医療費増高につながる被保険者の方が多くなってございまして、今年、医療費の税率の改正を行わなければならなかったということでもあります。もちろん人件費等々については一般会計からの繰り出しがあるわけでありまして、医療費等については保険料で賄いなさい、税で賄いなさいということがあるわけでありまして、マイナスになった場合、あるいは財政調整基金が不足してきた場合に財政調整基金積み立てのために一般会計から繰り出しをするということは禁じられているわけでありまして、その会計内で賄うというのが原則でありまして、今回の医療費改正につながっていったということでございます。非常に大幅なものでありまして、被保険者の方々は驚いていらっしゃる、大変困惑していらっしゃるというのは、私どもも感知をいたしております。

それで、今回の改正の原因の一つには、国が行っております三位一体改革による一つであります税制改革で65歳以上の方に適用する老年者控除が廃止になったということ。それから、公的年金等の控除の縮小で、かつて非課税世帯であった方が課税世帯になったということも非常に新たな重税感を生む原因となったということでございます。

それで、今回の税制改正については、国保税の引き上げについては4月号の広報加美町で広報をいたしてもおりました。それから、医療制度の改革に伴う医療費の負担変更については、今月号9月号の広報紙でそれぞれお知らせをしたことではありますが、実は国民健康保険税の本算定というのは、いわゆる前年度の所得が3月の確定申告で確定をし、住民税の納付金額が確定した後にということでもありますので、6月以降でない本算定の準備に取りかけられないというのがございまして、そのような意味から申し上げますと税率改正についての広報は4月号でお知らせをしましたが、お話をありましたようにそれでは我が家はどうな

るのかということの実態はなかなか各戸の被保険者の皆さんは感じとっていらっしゃるなかった、もちろん計算もなかなか難しいわけでありますから、いざ本算定の部分で切符が来たときに「何だ、これは」という思いをなされたのも無理はないことでもあります。

それで、6期で国保税を納めていただくことにしているわけでありますが、8月までに既に暫定課税で、前年度の税額を参考にして6分の1の暫定課税をお願いをしてありましたものですから、後の4期にいわゆる改正分が上乘せになったということで、もっともっと重税感が増したということでございます。少し説明が遅かったのではないかと御指摘があるんですが、一部には必ずしもなかったとは言えないと思いますが、制度上納付書の発送が8月14日になりました。それがぎりぎりの線でありましたので、否めない仕方のなかったことだろうと思います。

それで、今後であります、医療費がどのように推移するかで非常に困難な推測であります、今年度税制改正したことによって医療費がその範囲内で済めば、ここ二、三年は何とかなるかなという思いでございます。また、今年度決算をお願いをするわけでありますが、財調への積み立てが9,000万円できました。いわゆる17年度の決算であります。これも締めてみないとわからなかったものでありますから、現在高で1億2,000万円ほどありますが、通常ですと3億円から4億円の財政調整基金がないと心配なわけであります。もしこれが不足して全部繰り入れをしますと、いわゆる連合会の基金から当座借り入れをしてお払いをしなければならぬ。当然のことながら年度途中で税率改正ということはまかりならないわけでありまして、非常に心配であります、お話しのとおり国保制度について、あるいは医療制度についての理解を高めるために、各被保険者にある月の医療費のかかりぐあいをお知らせをしているところもあります。もちろん税を納入していただいた以上に医療費がかかっている方もありますし、健康家庭で余りかかってない家庭もありますが、これはいわゆる互助制度でありますので、その辺は御理解をいただいて、できるだけ医療費が安く上がるように健康づくりということにも努力をしながら、国保制度の維持に努めてまいりたいと思います。

また一方では、税率改正を行ったことによって現在でも大変収納率が低くなっておりますので、金額が高くなった分なかなか納められない方もいらっしゃる、収納未済額もふえていくのではないかと、この場で申し上げるのはいかがなことかと思っております、そういう心配もありますので、徴収にも、納めていただくことについても万全を期して努力をさせたいと思います。

それから、2番目の老人ホーム建設ということについてであります、運営については民間法人が運営をしてくださるわけですが、きっと適正な運営をしてくださると思っております、現在は青風園のようないわゆる複数の方々が入るのではなくて、今の状況は個室型でありますから、当然御指摘のように部屋代、あるいは1カ月の経費も非常にかかるということでありまして、経済困難な方、経済困窮の方々の対策ということについては、国の制度、県の制度を利用しながらできる限り入所しなければならない

方々のために努力をしてまいらなければならないと思っております。ただ具体的な例で御相談をいただくということになると思いますので、その都度検討してまいりたいと思っております。これについても年金から介護保険料等々も引かれますし、今回介護保険料の値上げもあったわけでありまして、月額で平均のところでは1,000円アップをいたしまして3,400円ということになったわけでありまして、これらについても非常に重税感があって収納率も心配をされているところでございます。

それから、障害者対策についてであります。御案内のとおり本年4月から障害者自立支援法がスタートいたしました。今回の支援法の内容は大きく分けて四つあるようであります。

一つ目は、身体障害、知的障害、精神障害の各障害の種類にかかわらず一律の共通のサービスが受けられることになった、サービスの一元化ということが大きな柱でございます。これまでの支援費制度のもとでは精神障害は対象外であった、御案内のとおりでございます。それが一つになったということでもあります。

それから、もちろん法の名前の示すとおり「障害者自立支援法」でありますから、いわゆる一般就労へ移行するための手助けをするということでありまして、御質問にあったとおりのお金を得るためではなくて仕事をするための、一般社会での一般就労をするための研修であるというお言葉でありましたが、まさにそのとおりであります。その中でできる限り今それが収入につながるような方法で作業所なり施設なりをつくってあげるといことだろうと思っております。この中で大変難しいのは精神障害を一体としてどうとらえるということ制度されたわけでありまして、果たして一つの施設で、あるいは職場で精神障害の方がいわゆる知能障害、身体障害の方、あるいは知的障害の方と一緒にできるかという非常に難しい問題がありまして、少しの間様子を見なければならぬのではないかと。逆に混乱を来すことがあってはならないのでありまして、徐々に同じグラウンドで就労するというのならしを行っていかねばならないというふうに思います。

それから、三つ目は地域の限られた社会資源を利用できるように、いろいろな施設を利用できるように。それから、福祉サービスを利用した場合の原則1割負担になったということ。ただ住居費、食費が実費負担になったということでもありますので、実際後での質問にもお答えをいたしますが、加美町から大崎市内の授産施設に通っている方の例をとりますと、男性で23歳の方であります。月に20日施設に通っていらっしゃって1割負担で1万3,000円。ですから全体で13万円になるんでしょうか。食費が1万2,000円、さらにバス代が月額3万円もかかっていると。合わせて月額5万5,000円かかってまして、1年間で試算しますと66万円の負担になると。この改正によりまして大変高額な負担になって、前の制度ではバス代程度の負担で済んでいたようではありますが、この男性の場合には年金を80万円いただいているようではありますが、66万円をとってしまうと生活にも困るということになって、逆に施設に通う回数を減らさざるを得ないという現実になっています。この中でバス代が月額3万円と大変ウエートが大きくなっておりますので、こういうこ

とからも自分の町、自分の地域内で作業とか施設に通えればもう少し負担が楽になるのかということもありまして、今回古川・大崎市の社会福祉法人に旧中新田保育所跡の建物を利用しての施設を建設していただく準備をいたしているところでございます。パンを製造したり機能訓練をしたり、あるいはショートステイをしたり ショートステイはやむを得ない事情で泊まる必要があるということも含めて施設の改修を行うということで、今回補正予算にもお願いをしてありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

いずれにもいたしましてもできたばかりの障害者自立支援法でありまして、今後いろいろな現実と直面をしたいと思いますので、その都度解決を見出すような努力をしていかなければならないと。さらに御意見にありました小グループでの施設も、さっき申し上げましたような現実でありますからこれからつくらなければならぬのではないかと。まさに御意見のとおりであります。そして、10人以下の入所の施設については県の補助金がなしということになって、これも県なり国なりがどう考えているのか、宮城県でも地域生活移行ということを打ち出しまして、県の施設で生活をしていた方々が地域に戻ってくる、そういうときにやはりその町の実情に応じた受け皿をつくっていかなければならない。そういうときに10人以下の小規模などころには補助金がないということになると、各受け皿としての自治体も大変苦労することになりますので、この辺についてはもう少し町村会等を通じて働きかけをしていながら、障害を持った方々がその地域で生活できるように努力をしていかなければならないと思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

私からは以上であります。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 町長、今一番困っているは引きこもりの子供がいる関係で、家庭内で夫婦も苦労して波風があって大変だというのが非常に多いわけでありまして。20代の若者が大学を出て東京や仙台に就職して、二、三年勤めて精神状態がおかしくなって家に来ると。家に帰って何してるんだとおやじに怒られてばかりいるうちに暴れて家の中をめちゃくちゃに壊したりするのが大変多くなってきているのが現状であります。この間、家の近くでも救急車がとまったので何だろうと思って行ってみたら、大学出て勤めたんだけども東京から帰ってきて、引きこもりで暴れて困るんだということで救急車が来て精神病院に連れていったというのが現状にあるわけです。そういうことが実際に町内にあるわけです。そのほかに私たちの友達の中でもまさかそこに精神障害者の子供がいたと思わなかったけれども、小さいうちは暴ればたたきつけて押さえられるけれども、70歳になって45歳の男に暴れられたらどうにもならなくて何とかしてくれと。何で今まで隠していたのかなと、現実にはそういう家庭もあるわけでありまして。

そういうことでなお一層いろいろな問題が多発しているわけでありまして、特に障害者の面にもなお一層の温かい目をいただいて、障害者は一人一人が違うわけですから、施設に来て朝にあいさつして機嫌い

いなと思っているうちに夕方ぶすとして黙ってこそこそ帰っていくような、本当に精神状態が不安定な子供たちですから、なお一層の目配りをお願いして、なお一層の障害者に対する温かい施策をお願いして質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして12番近藤義次君の一般質問は終了いたしました。

通告2番、9番工藤清悦君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔9番 工藤清悦君 登壇〕

9番（工藤清悦君） 私からは、生涯スポーツ計画の策定について教育長にお伺いをしたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

加美町は合併して4年目を迎えております。その間、生涯スポーツの分野では生涯学習課から社会体育のセクションを独立させて体育振興課を新設し、各地区の特色ある事業を進めながら、新しい加美町として町全体の事業にも取り組んでおられます。

しかし、町全体の事業と地区の体育事業とのかかわり、また、それらに携わる社会体育団体や体育指導委員会、それから生涯スポーツ推進員などの間では、町はどのような生涯スポーツの姿を目指しているのかなか見えてこないという意見があります。以前に町民の親睦、それから交流、そして健康増進を図るためにスポーツカーニバル実行委員会なるものを開催したそうではありますが、ここにも教育長は参加なされたそうですけれども、この方向性が全く出なくて、会議の中でなぜそのような事業をしなければならないのかという意見もあったと伺っております。

また、チャレンジデーを受けて「ロングライフチャレンジデー」という事業を行政の方で企画したそうではありますが、目的とはほど遠い形になっていると現在聞いております。

昨年の4月でありましたけれども、体育指導委員会の会議の席上で体育指導委員会の委員の役割として生涯スポーツ推進計画、振興計画の策定に尽力してほしいという担当者からの提案がありましたけれども、それについても一向に進んでいない現状にあります。教育長は生涯スポーツまたは生涯学習についてお詳しいと思いますけれども、国のスポーツ振興法の中では「市町村の教育委員会は、その地方の実情に即したスポーツ振興に関する計画を定めるものとする」とうたわれてあります。そこで、教育委員会として加美町の生涯スポーツ振興計画を策定し、今後の生涯スポーツ推進の指針にすべきと考えておりますけれども、教育長の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

議長（米澤秋男君） 教育長。

〔教育長 伊藤善一郎君 登壇〕

教育長（伊藤善一郎君） 工藤議員の質問にお答えいたします。

常日ごろ工藤議員にはスポーツ振興に御尽力いただいていること、感謝いたしております。今質問ありました内容につきまして、基本的なことについてはスポーツカーニバルの件でございますけれども、これは地域と町の体育行事について調整する役割を果たすように指示して開催された会議でございます。なかなかその目的が達成できない。地域には地域、地区には地区の独特の運営の仕方等々がありまして、町全体を調整して一本化できるものは一本化しようという方向で進めてきたわけですがけれどもなかなか進んでおりません。

それから、チャレンジデーについては中新田町から引き継いで加美町に発展させてきたわけですが、なかなか成果が上がってないということについては、これは私も反省いたしておりますけれども、参加してもらえないことにはどうにもならんということではいろいろと手は尽くしてあります。ただ、その趣旨が一体どうなったのかということについての反省をまたいたしておりますけれども、いずれにいたしましても我々社会スポーツを考えた場合に、何を目標にするのかということと健康増進、維持が第一であります。先ほど来、保健福祉関係の質問がありましたけれども、健康の維持、増進、これがなければ町の保険財政にもかかわってくるということもありまして、できれば全町民が何か一つずつでもスポーツに親しみながら健康の増進、維持を図っていくという方向があればいいんじゃないかと、これが基本理念でございます。

ただ方向性として各施設の指定管理者制度を進める中で、基本的には社会体育の振興ということ、これに重点を置いていきたいなと思っております。社会体育の振興ということになりますと、なかなかその母体が見えてこないというのが我が国の現状で、少なくとも学校体育に頼っているのが実情です。この実情の中から社会体育課を立ち上げるということになってきますとそれだけの施設のゆとり、設備等が必要であり、さらにそれにかかわる人材の必要というものが当然出てきます。そういうことからいまして、もうしばらくこれは時間がかかる課題だろうと思っておりますけれども、社会スポーツ全体の方向性としては、町民一人一人が自分でやりたいことをやりながらということでの考え方ですから、一人でも多く参加できるようにいろいろなスポーツの種類とか、あるいは大会というものを開催して、それを盛り上げていくという形をとらざるを得ないと思っております。ただ、その大会も合併してこの方、統合してなかなかやれないところがあったわけですが、チャレンジデーによって一本化したかなという感じがしないでもありません。それがチャレンジデーの大きな効果だったろうと思っております。今、策定委員会を立ち上げて進めておりますので、それらのことも含めまして今後検討しながら、町のスポーツ振興策について十分とは言わないまでも皆さんがスポーツに取り組める雰囲気、そういう趣旨をつくり出していきたいと考えて進めております。

以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 教育長にお伺いしますが、スポーツカーニバルの件について行政と民間の調整、

または町全体の事業と地区の調整というお話だったんですけども、内容は違っているのではないかと私、思っているんです。というのは、合併以前にその地区地区の特色あるさまざまな事業をやってきたわけですけども、それでは先ほどの質問の中でもお話ししたんですけども、町全体の事業と地区事業との兼ね合い、かわり、または相互乗り入れなり補完的なものということでお話を持つ機会にしたかったんでしょうけれども、参加者の方々、社会的な団体の方とか地区の団体の方、または生涯スポーツ推進の方々は、その会議でそこまでの意識は全くなかったわけです。ましてや今の事業で手いっぱいなのに教育長が言うように整理しよう、統合しようという意図もわかっていただけなかったという状況の中で、会議の中で意見を交換されたと思っっているんですけども、なぜかという基本的な方向性がないからだと考えるんです。ですからやみくもに国のスポーツ振興法の中で各町村の教育委員会が振興計画を出しなさいと言っていることではなくて、やはり一つ一つ小さな問題から大きな問題までクリアするための手法でもあるのかというふうに私は理解しているんですけども、この辺について教育長答弁の中でチャレンジデーに関してなのか、これからの生涯スポーツの振興についてなのか、策定の委員会を持っているということでもありますけれども、基本的に加美町としての生涯スポーツ振興計画、推進計画なるものを今後つくる方向にあるのかどうかということについて、まずお話をいただきたいなと思います。

それで、教育長は教育者出身ですから、学校体育または学校教育の中での社会体育とのかかわりというお話をしていただいたんですけども、国のスポーツ振興法の中でも、または国で出しているスポーツ振興基本計画の中でも、私、質問失敗したかなと思ったんですけども、町民すべての体育振興、これは子供たちも含めて、そういった中での方向性をつくるということであれば取り上げるのか、または生涯スポーツというスポーツ振興、社会体育振興全体の中での言葉だけの切り口をとらえてつくりますと言っていないので、つくるとしたらという話もおかしいんですけども、その辺についてどういうお考えなのかなということもまず一つ伺いをしたいと思います。

それから、教育長は社会体育、生涯スポーツの振興には人材、または施設が大変で、町の社会体育事業をやるにも、それに取り組んでいただける町民がいなくてなかなか大変なんだということなんですけれども、これも突き詰めると方向性を明確にしてないので、それぞれのセクション、セクション、または団体、団体が機能を生かしきれてないのではないかなと思うんです。そういった中で、それでは民間の団体は何をすべきで、教育委員会、特に体育振興課は何をすべきで、または教育長から出ました健康づくりのための機能を有しているというようなことであれば、教育委員会ベースでなくて保健福祉課なり何なりということでのセクション横断的な方向性までやはり盛り込んでいかないと難しいのかなと思っています。

何で私がこういうことを言うかということ、実際現場がすごく混乱しているんです。きのうも体育指導委員会があったようですけども、全く議論がかみ合わないんです。何でかということ、合併して4年目なんです

けれども以前の体育振興のあり方、または取り組み方がまちまちで、合併して新しい指針が出ないまま4年目を経過しているわけですから、そういった中で地域のためにやるのがいいのか、または町全体の方向性を考えて町一本での方向性を考えるべきかということの中で、これは民間の社会体育団体でも、または教育委員会から委嘱されている生涯スポーツ推進委員会でも体育指導委員会でも同じだと思っています。特に体育振興課ができて生涯学習推進委員と生涯スポーツ推進委員を分けたんですけれども、現実的には事業運営の中では人数が少なく結局は生涯スポーツ推進委員にまでお願いしているという状況があるわけですから、本来地区から2名ぐらいずつという御要望も各方面からあったやに聞いておりますけれども、実際はなかなか財政的な配慮の中でそうはいかなかったと教育長からもお話を聞いているんですけれども、現実にとった方向性が現場にマッチしてない、または大変さを生んでいるという状況があるわけですから、ひとつさまざまな状況の中で町民の皆さんが生き生きと動けるような、または進んで事業に参画しながら協力していただけるような体制づくりのためにも、生涯スポーツの推進計画というものを策定すべきだと思いますけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） いろいろとお話がありましたが、まず一番最初にお答えしておきたいことは、町全体で取り組むスポーツ、それから地域で従来やっていたスポーツ、それから各団体でやったスポーツ、それぞれあるわけなんですけれども、それらを一緒くたにして全部まとめるということは容易でないことは御存じのとおりでございます、できるものは一本でやってほしいなという希望です。これは前にカーニバルの実行委員会でも話して、お願いしたことでございます。

それから、スポーツ指導員等について従来生涯学習推進委員とスポーツ推進委員の各行政区二人ずつということで進めていたものを全体的に二人にしまして、一人を生涯学習推進委員、一人をスポーツ推進委員ということでやってきたわけなんですけれども、これは相互乗り入れで協力してやってほしいということで話してあります。ただ問題はその他の協力員、それがなかなか得られない現実があります。できたら行政区内でそれらの下部組織を育て、手当をもらうもらわないにかかわらず、そんな中でやれるようなまちづくりができないのかということ。それが金がもらえない、指名されないから協力できないという内容では、今後非常に心配されるところがあるわけです。

それだけ話しておきまして、さらに基本方針は策定することに一応計画しておりますので、先ほど御回答申し上げたとおりでございます。順次進めてまいります。ただ考え方の基本は全町民が自分のためにやるんだという意識づけ、これをぜひ引き立ててやっていけるような運営の仕方というもの。でないとおの人は金をもらって役割についているんだから、その人だけに任せておけばいいんだという雰囲気だけは作りたくない。全町民挙げて参加するスポーツ、そういう雰囲気、空気というものをこの町につくり出していければ

と考えております。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） ありがとうございます。教育長にまちづくりの大切さについて答弁していただいたと思うんですけども、やはり一つの事業でも多くのスタッフ、協力者に支えられて行われているんだろうと思いますけれども、それは何も社会体育事業に限らずまちづくりすべてがそうなんだろうと思います。そういった中でたまたまスポーツの面での切り口がそういうことで出てくるわけですし、まさに以前にもお話しさせていただいたんですけども、行政と民間、ともにまちづくりを行っていくという協働の方向性がここに出ているんだろうと思うんですけども、そういった中で合併して大きくなって、表現がいいか悪いかは別ですけども、こだまが返ってこないんです。前ですとどこにだれが住んでいて、こういうことをやればこういう批判を受けたり、よかったなと言われたり、来年からこうした方がいいよと言われたりしているわけですけども、協力していただいているスタッフの方々にもこだまが返ってこないわけです。

これはスケールが大きくなったデメリットで仕方ないことなのかなとは思うんですけども、ただそういった中で行政として、教育委員会として大きくなって感じなくなった部分をこういうことだったんだよと言っていていただく中で、もっとまとめていくというつなぎの役割も策定に書かれていると思うんです。私は策定したからここがうまくいく……教育長もそうは思ってないでしょうけれども、うまくいくとは思ってなくて、これをつくり上げるためのプロセスとか、これを実現するためにみんなで協力するというのが、一番大事なところなのではないのかなと思っています。それは合併して4年目、合併して町民の思いはいろいろあると思うんですけども、ひとつこういうことも契機にして、スポーツ振興にかかわらず加美町のまちづくりの礎といいますか、基盤といいますか、そういうものをつくり上げていければ、忙しい中にもスタッフとして協力していただいた方々にも報いることができますし、またそういう方々の評価にもつながるのではないかと思っています。

昔の話をするちょっと失礼なんですけれども、かつて中新田地区で平成3年から5年にかけて生涯スポーツマスタープランというものをつくらせていただきました。これは教育委員会と体育指導委員会が中心で、すべての社会体育団体に協力をいただいているいろいろな形で振興の方策を策定をするんですけども、特に中新田ワーキンググループと東京ワーキンググループということで分けまして、東京では大学の先生とかに頑張ってもらっていて、こんなことを言うであれですけども、当時お金もなかったですからそんなに先生も呼べないということで、現地は現地で中新田でやれること、先生方に考えてもらったアンケートを自分たちの力で行政区に回してやったり、集計したり、懇談会を自分たちの手でやったりということで方向性を出した経緯があるんですけども、そのときにも方向が出たからいいということではなくて、いろいろな人たちと策定のために肌すりあった、方向性を見きわめたということが、大変申しわけないんですけども中新

田地区のスポーツ振興に寄与した経緯があったというふうに思います。そういった中でスポーツフェスティバルなりさまざまなものが醸成されてきたのではないかと思いますので、ぜひ策定をお願いしたいと思いますし、またこれ以上切り込むのはつらいんですけども、教育長、いつごろまでに策定なさるのか、最後にこれだけをお聞きして質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） いつごろまでということではありますが、年度内にはスタートいたします。このことだけは確約いたしておきますが、ただ、今手法についていろいろ御意見ありました。それらも勘案しながら進めてまいりたい。いずれ私たち小野田で経験したことは、鹿原、西小野田、東小野田でそれぞれ町民運動会を別々にやっていたんですけども、これが一本化できたと、もうかなり古い歴史になります。こういうふうなことも町が一体化する一つの大きな契機だろうと。私は、合併したんだから宮崎、中新田、小野田ということはないだろうという考え方で基本的にスポーツカーニバルというものを提案して、一体感の醸成というものを図ろうと課長に命じまして進めるようにしてきたわけです。

ですから一体感の醸成、合併した町の一体感というのはそんなに簡単にできるものではないと。今までも広原、鳴瀬地区という形の中に旧中新田ではあるわけですし、そういう中で一体感の醸成ということは、さらに困難をきわめるのではないかと。時間は10年も20年もかかるかもしれません。中新田が合併して新しい中新田になってから相当の年数がたっているはずでございますが、まだまだそのような状況の中で運営されているものがたくさんあるわけです。それをさらに加美町一本でやるということになってきますと、さらに大きな困難が伴うと、こういうふうには思っております。ただ、それに手をこまねいてはだめだよというのが私の基本的な考え方で、加美町に合併した以上は加美町としての姿勢、これを一貫して通して、町の一体感を至るところで得られる、そういう人づくりというものを次第にしていかなければいけないと思っております。それには先ほど御発言ありました案を策定するに当たっての人選、それらについても十分考慮しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして9番工藤清悦君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番、17番一條 寛君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔17番 一條 寛君 登壇〕

17番（一條 寛君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、県道の整備についてであります。

県道最上小野田線の小泉地区での歩道設置工事も終わり、同地区の安全は大きく向上いたしました。しかし、同路線には旭地区西原行政区内にS字にカーブしながら坂道となり、両わきを木立に覆われ冬はいつも凍結している箇所があり、今までに死亡事故を含め多くの事故があり、子供たちも遠回りして通学している現状があります。

住民の安全、過疎の進行阻止、観光振興の観点から道路改修と歩道の設置を地元住民の方々は強く要望しております。このことへの町長の認識と県への今後の働きかけについてお伺いいたします。

また、県道中新田三本木線の鳴瀬地区でのバイパス工事が長い間中止状態になっているようですが、今後の工事予定をお伺いいたします。

次に、今回国民健康保険料が改定になり、国民健康保険料がかなり高くなり町民の多くの方が悲鳴を上げております。今後医療の質は落とすことなく、保険料の上昇を抑えることが重要な課題であると考えます。そこでお伺いいたします。

1点目として、医療費の20%を占めるといわれる薬代を抑制するため、医療機関に対して新薬の独占的販売期間が終了した後に発売される新薬と同じ有効成分で効能効果、用法用量が同一であり、新薬と比べ低価格な医薬品であるジェネリック医薬品の使用の協力を医療機関に求め、さらに町民に対するジェネリック医薬品の啓発を図るべきと考えますが、考えをお伺いいたします。

2点目として、国民健康保険法第82条には「保険者は健康教育、健康相談、健康診査など被保険者の健康増進のために必要な事業を行うように努めなければならない」とあります。

また、今回政府は世界に誇れる国民皆保険である日本の医療保険を守るため、いろいろな改革を行いました。その中の一つに医療費を中長期的に抑制するため、予防と自立支援の考え方が取り入れられました。

また、日本の国民医療費の3割が高血圧や動脈硬化、糖尿病などの生活習慣病が占め、その大半は運動と食事で改善できるとし、保険者への検診、保健指導の義務づけや都道府県の健康増進計画の充実などを通じ医療費全体の抑制を図っていくことを明確にしました。我が町においても町民の健康維持、病気予防、介護予防の観点から、保健事業のより一層の充実が求められると思います。運動が医療費削減に効果があった例として、1996年から茨城県太陽村と筑波大学とが共同して筋力トレーニングなどを取り入れた高齢者向け健康増進プロジェクトを実践した結果、筋肉トレーニングは体力の維持増進に効果があり、それを行うことで高齢者の健康度、特に生活機能が高まり、医療費の削減に大きな効果があったことが実証されております。

しかし、運動が健康増進に重要との啓発活動を行うだけでは、地域や人々の具体的な行動をなかなか引き起こせないのも私たちが実感しているところであります。我が町においても中高齢者が日常生活において運動を習慣化し、体力アップを図れる事業が必要と思われませんが、どのような取り組みを考えておられるかお伺いいたします。

以上です。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 一條議員からは2点の質問、小さく分けて3点の質問をいただきました。

まず第1点、県道の改修についての町としての認識、県への働きかけ、あるいは三本木線のバイパス工事についてであります。まず県道最上小野田線は大変重要な路線であるという認識は一條議員と同じでございます。本路線の切込地区から最上町間の改良促進が重要ということでもありますので、旧町時代から宮崎、最上、鳴子、現在は大崎市であります。道路改修、改良促進期成同盟会において3町連携で、あるいは1町1市でしょうか、大崎市となりましたものですから、国道の整備促進について宮城県、山形県に合併後も継続して実施をするように要望をいたしているところでございます。

御指摘の西原行政区については私も何度も通っておりまして、御案内のとおり傾斜があり、そしてカーブがあり、そして特に南側に民有林がありまして、冬場は日が当たらないところで凍結があるということで、非常に危険な道であるということの認識はいたしております。本来であれば日が当たるようになれば、そのかわり防雪柵をつくらなければならないということもあるかもしれませんが、何とかしなければならないかなということでは要望はいたしているんであります。現在御指摘ありましたように小泉地区の歩道が完成をいたしました。その延長上、宮崎中学校までの部分について、あるいはそれから東の部分、大崎西部家畜市場跡地からのあそこも少しカーブがあって見通しが悪くて、しかも歩道がない、途中には水路もあるということで実施をしなければならない。要望しなければならないところがたくさんございます。県の情勢は一つの路線で2カ所同時にということはなかなか難しく、緊急の度合いということから考えるとやはり学校周辺が優先するのかなということでございます。そのほかにもたくさんございまして、引き続き要望はしてまいりますけれども少し時間がかかります。ですから冬場の凍結対策、あるいはスリップ事故防止のための何らかの交通安全対策ということでできないものかどうか、その辺も視野に入れながら要望してまいりたいと考えております。

また、県道中新田三本木線は中断、中止という質問であります。中止はいたしてないんであります。少し進行度が遅くなってありますが、これは御案内のとおり遺跡がありまして、片や遺跡を調査しながら工事を進めているという状況の中で大変時間がかかっているということでございます。平成20年、21年ぐらい

の開通になるのかなという予測でありまして、今後も促進について要望してまいりますが、現在、鳴瀬川土地改良区管轄の幹線用水路、上川原堰から引き込みました幹線用水路、志田江というものですが、それがまた道路を横断をして、つけかえをしなければならないということもまだ工事として残っておりまして、これは農政局の国営事業の一環でございまして、それらとの共同工事になるということもありまして、もう少し時間がかかるものと思っております。引き続き要望してまいりたいと思っております。

また2点目でありまして、国民健康保険事業については12番議員の一般質問にお答えしたとおりでありまして、被保険者の皆様は大変困難な時期に入っているというのは、一條議員同様同じく認識をいたしております。そういう中でテレビ等でも大分コマーシャルで出ておりまして、ジェネリック医薬品の使用、あるいは申し出でということがあるようでありまして、近くでは公立加美病院でも一部使用してございます。しかし、これは患者さんから医療機関に申し出るというシステムになっておりまして、まだ歴史が浅いところから、患者自身の知識もまだ浅いということもあってなかなか言い出しにくいということ、それから処方との兼ね合いもありまして進んでいないのが現状のようでありますので、これは医療費の抑制に随分助かる部分があると思っておりますので、これらについては少し町村間で手を組みながら公立病院等々、あるいは開業医の先生方等の協力をいただきまして徐々に進めていかなければならないのかなと思っております。機会を求めながら使用についての発信を高めてまいりたいと思っております。

それから、2番目の2点目でありまして、このことについても国民健康保険事業との関連で先ほどもお答えを申し上げましたのですが、今年度から地域包括支援センターなるものを立ち上げて、全般的に相談業務に対応するというところでございます。要するに医療費を抑制するために寝たきりのお年寄りをつくらない、あるいは転倒予防教室等々、あるいはミニデイサービス等々を地域で開いていただきながら医療費の抑制に努めているということでもあります。広く申し上げますならばウオーターパークの無料利用券等々もそうでありますし、加美町内にオープンいたしておりますパークゴルフ場なども、いわゆるこれから高齢期に入る方々の健康増進ということでは将来的には非常に機能を発揮するのではないかと。現在もう高齢期に入ってお医者さんのお世話になっている方々もさることながら、これからどんどんふやしていかないという対策のためにミニデイサービス、糖尿病予防、元気教室、あるいは体力アップ教室、転倒予防教室等々やっておりますし、また、これは地区ごとにありますが、シニア体力アップステーションというのを設けまして、工藤議員、先ほどいろいろ御質問いただきましたが、中新田地区ではジョイナスに委託をしてそのような事業もやっております。要するに健康な高齢者をつくるという努力は今後も続けてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思うところであります。

私からは以上であります。